

税金

平成25年分所得税・平成26年度 町県民税 所得申告相談会場

湯浅税務署および有田川町役場吉備庁舎税務課では、申告書の記入方法等のご相談を3月17日(月)まで常時(開庁時間内)受け付けています。

しかし、一度にお受けできる人数には限りがありますので、町内各地域に下記の日程で申告相談会場を設置します。例年、申告期間終了間際には、税務署および税務課は大変混雑しますので、申告相談会場をご利用ください。

月日	時間	場所
2月17日(月)	9:00~16:30	金屋文化保健センター (3階研修室)
2月18日(火)		
2月24日(月)	13:00~15:00	沼区民センター
2月25日(火)	9:30~11:30	五郷生活改善センター
	13:00~16:00	粟生住民センター
2月26日(水)	9:30~15:00	安諦地区基幹集落センター
2月28日(金)	9:30~15:00	有田川町役場清水行政局 (2階大会議室)
3月1日(土)	9:30~15:00	二川住民センター
3月6日(木)	9:00~16:30	金屋文化保健センター (3階 研修室)
3月7日(金)		
3月8日(土)		
3月9日(日)		
3月9日(日)	9:00~17:00	有田川町役場吉備庁舎 税務課

問い合わせ／吉備庁舎税務課

① 税理士による無料申告相談
■ 日程・場所

○ 2月18日(火)・有田川町役場吉備庁舎(3階中会議室)

○ 2月21日(金)・有田川町役場清水行政局(2階大会議室)

■ 相談受付時間／9時30分~16時
※12時~13時は休憩時間

② 所得税及び復興特別所得税の申告納期限 3月17日(月)

・ 個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納期限 3月31日(月)

・ 贈与税の申告・納期限 3月17日(月)

③ 確定申告書等は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます!

画面の案内に従って、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、プリンタで印刷して添付書類とともに郵送等で提出できるほか、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」を利用してインターネットで自宅や事務所などから送信することができます。

※国税庁 <http://www.nta.go.jp>

問い合わせ／湯浅税務署

063-5251

国民健康保険税第8期の納付は 2月28日(金)までに

国民健康保険税第8期分の納期限は、2月28日(金)です。

納期限を過ぎると、その日数に応じて延滞金が加算されますので、お忘れのないように金融機関等で納付してください。

■ 問い合わせ／吉備庁舎税務課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室

最低賃金制度

和歌山県最低賃金は、時間額701円です。最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

■ なお、最低賃金法違反については、罰則が設けられています。

▼ 注1 最低賃金は常用労働者のみでなく、臨時・パートタイマーなどにも適用されません。

▼ 注2 最低賃金額には、精皆勤手当・通勤手当・家族手当・時間外手当・ボーナスなどは含まれません。

▼ 注3 派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されます。

▼ 注4 「鉄鋼業」「百貨店、総合ス

最低賃金制度とは？



働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定(産業別)最低賃金」があります。最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者(事業主)は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

「パー」については、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。
■ 問い合わせ／和歌山労働局賃金室
073-488-1152
又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。